

資料編

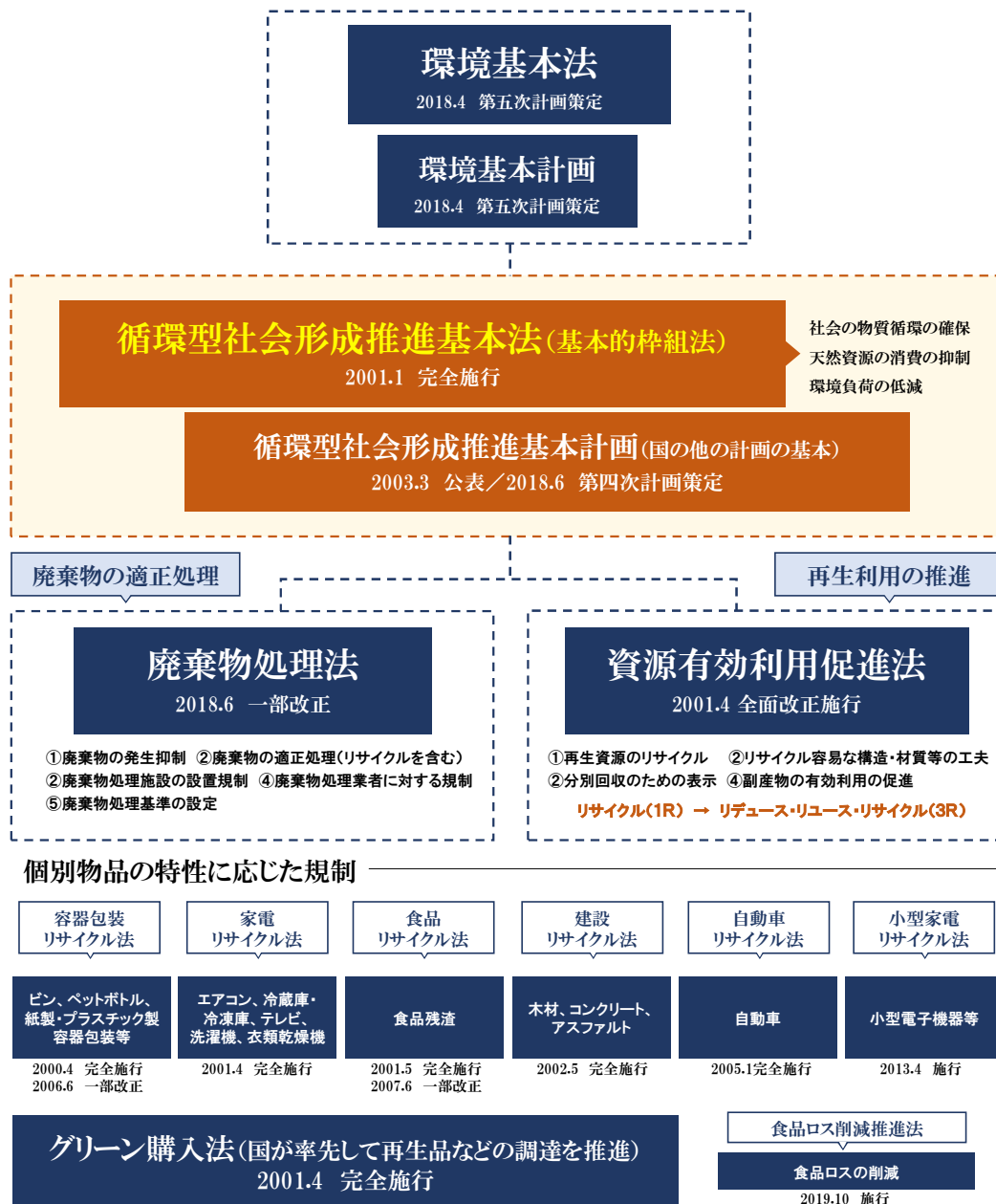
資料編 1 関連法令・計画等

1. 循環型社会を形成するための法体系

国では持続可能な社会の実現をめざし、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の総合的な取組を図っています。

循環型社会の形成に関しては、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、基本的な計画である「循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

図 24 廃棄物・リサイクル関連法整備状況



(1) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定及びその他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

(2) 廃棄物処理法

廃棄物の定義や処理責任・処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

注) 正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 資源有効利用促進法

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進するための法律です。特に事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。令和2年4月1日時点において、10業種・69品目を指定して、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

注) 正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

(4) 個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした次の6つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関して定めています。

ア. 容器包装リサイクル法

家庭から排出されるごみ重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るために制定された法律です。

注) 正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

イ. 家電リサイクル法

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品について、有用な資源を回収し、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図るため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする、新しい再商品化の仕組みを定めた法律です。

平成13年4月より施行されており、当初の対象品目はテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の4品目でした。その後、平成16年に冷凍庫、平成21年に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加されました。

注) 正式名称：特定家庭用機器再商品化法

ウ. 食品リサイクル法

食品の売れ残り、食べ残しや食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

注) 正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

エ. 建設リサイクル法

資源の有効な利用を確保する観点から、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。なお、産業廃棄物を対象とした法律です。

注) 正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

オ. 自動車リサイクル法

自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことによって、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。なお、産業廃棄物を対象とした法律です。

注) 正式名称：使用済自動車の再資源化等に関する法律

カ. 小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。

注) 正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(5) グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

注) 正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(6) 食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行されました。

注) 正式名称：食品ロスの削減の推進に関する法律

2. 国内外の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）

2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳が参加の下、2030年（令和12年）までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」を理念として掲げ、格差の問題をはじめ、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、発展途上国のみならず先進国を含む全ての国において必要となる普遍的な目標です。

この目標は、「途上国の貧困」「教育」「保健」等の課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに幅広く対応し、調和させるものであり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsの特徴としては、環境分野としての個々の取組に限らず、福祉、教育、防災、まちづくりなど、内容が多岐にわたることが挙げられます。このことから、あらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、分野横断的な取組として推進していくことが望まれます。

日本では、国が2016年（平成28年）12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定したことにより、東京都をはじめとする地方自治体や産業界でもSDGsの考え方を取り入れる動きが広がっています。

図 25 SDGs（持続可能な開発目標）における17の目標



出典) 国際連合広報センター

(2) 国の動向（令和2年6月現在）

■ 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められる計画です。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

この第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げ、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて、概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

【第四次循環型社会形成推進基本計画における将来像と国の取組】

● 地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
 - ・ 課題の掘り起こし
 - ・ 実現可能性調査への支援
- コンパクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

● ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 素材別の取組
 - ・ プラスチック
 - ・ バイオマス
 - ・ 金属（都市鉱山の活用）
 - ・ 土石、建設材料
 - ・ 太陽光発電設備
 - ・ おむつリサイクル

● 適正処理の更なる推進と環境再生

- 適正処理
 - ・ 安定的、効率的な処理体制の整備
 - ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設の整備
 - ・ 環境産業全体の健全化、振興
 - ・ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 など
- 環境再生
 - ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
 - ・ 空き家、空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

● 万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体レベル
 - ・ 災害廃棄物処理計画の策定
 - ・ 情報発信、コミュニケーションの場の設置支援
- 地域レベル
 - ・ 地域ブロック協議会の運営
 - ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等
- 全国レベル
 - ・ D.Waste-Netの体制強化
 - ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備
 - ・ 最新技術の活用

● 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

- 国際資源循環体制の構築
 - ・ 国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活用しリサイクルを適正に推進
 - ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 循環産業の海外展開
 - ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度、システム、技術等のパッケージとして海外展開
 - ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

出典）環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）」より抜粋

■ プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月31日に策定されました。

【プラスチック資源循環戦略における重点取組】

基本原則：3 R + Renewable（再生可能資源への代替）

●リデュース等

- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）
- 石油由来プラスチックの代替品開発・利用の促進

●リサイクル

- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
- 漁具等の陸域回収徹底 ○連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
- アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築

●再生材・バイオプラ

- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
- 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
- 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
- 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
- バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

●海洋プラスチック対策

- プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）をめざした
- ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ○海岸漂着物等の回収処理
- 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）
- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等）
- 代替イノベーションの推進

●国際展開

- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響の研究、モニタリング手法の標準化等）

●基盤整備

- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- 連携協働（各主体が一つの旗印の下、取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- 資源循環関連産業の振興 ○情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ○海外展開基盤

出典）環境省「プラスチック資源循環戦略の概要」より抜粋

(3) 東京都の動向（令和2年6月現在）

■ 東京都資源循環・廃棄物処理計画

廃棄物処理法の規定に基づき東京都が策定する計画であり、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画です。東京から循環型社会を実現していくための必要な施策を定めています。平成28年3月に、2016（平成28）年度から2020（令和2年）年度までの5年間を計画期間とする「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されています。

【東京都資源循環・廃棄物処理計画における計画目標】

≪計画目標≫

- 計画目標1 資源ロスの削減
- 計画目標2 「持続可能な調達」の普及
- 計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減
 - 一般廃棄物の再生利用率 2020年度：27% 2030年度：37%
 - 最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度：14%削減、2030年度：25%削減（2012年度比）
- 計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進
- 計画目標5 災害廃棄物の処理体制

≪主要な施策≫

- 施策1 資源ロスの削減
 - 食品ロス問題に取り組む企業やN G O / N P O 等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進
 - 使い捨て型ライフスタイルの見直し（リユース容器、レジ袋対策等） など
- 施策2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進
 - 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石、再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進等）
 - 「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及
- 施策3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化、効率化）
 - 区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクル（3 R）のルールづくり
 - 都市鉱山の活用（小型家電のリサイクル）
 - 焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
 - リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等 など
- 施策4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
 - 区市町村への技術的支援の強化
 - 遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
 - 海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化（主要繁華街で美化活動を推進）
 - 古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
 - 廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者の育成 など
- 施策5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
 - 優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出業者に周知
 - スーパーエコタウン事業に関する情報発信 など
- 施策6 災害廃棄物対策
 - 首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を2016年度に策定

出典) 東京都「東京都資源循環・廃棄物処理計画 概要」より抜粋

■ ゼロエミッション東京戦略-プラスチック削減プログラム

東京都は、令和元年5月にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しました。

【ゼロエミッション東京戦略の体系】

◀具体的な取組を進める6つの分野（セクター）▶

I エネルギーセクター

- ①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ②水素エネルギーの普及拡大

II 都市インフラセクター（建築物編）

- ③ゼロエミッションビルの拡大

III 都市インフラセクター（運輸編）

ZEV 普及プログラム策定

- ④ゼロエミッションビークルの普及促進

IV 資源・産業セクター

プラスチック削減プログラム策定

- ⑤3Rの推進 ⑥プラスチック対策 ⑦食品ロス対策 ⑧フロン対策

V 気候変動適応セクター

東京都気候変動適応方針策定

- ⑨適応策の強化

VI 共感と協働-エンゲージメント&インクルージョン-

- ⑩多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 ⑪区市町村との連携強化
⑫都庁の率先行動 ⑬世界諸都市等との連携強化 ⑭サステナブルファイナンスの推進

◀各政策で設定する ゴール・マイルストーン（抜粋）▶

●3Rの推進

- 2050年のめざすべき姿：・持続可能な資源利用が定着
2030年に向けた主要目標：・一般廃棄物のリサイクル率 37%

●プラスチック対策

- 2050年のめざすべき姿：・CO₂実質ゼロのプラスチック利用が実現
2030年に向けた主要目標：・ワンウェイプラスチック累積 25%削減（国の目標）
・家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減（2017年度比）

●食品ロス対策

- 2050年のめざすべき姿：・食品ロス発生量 実質ゼロ
2030年に向けた主要目標：・食品ロス発生量 50%削減（2000年度比）

出典）東京都「ゼロエミッション東京戦略の概要」及び「プラスチック削減プログラムの概要」より抜粋

資料編2 ごみ量の予測・数値目標

1. 基本事項

区のごみの排出実績データは、東京二十三区清掃一部事務組合における施設搬入量によって、「区収集ごみ」と「許可収集・持込ごみ」の2種類に分けて管理されています。

また、資源物については、行政回収と集団回収に分けられます。

2. 実績値

実績値を以下に示します。

表 11 実績値（排出量）データ

年度	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	単位	
年間日数	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値									
人口	250,366	251,715	254,175	257,588	260,943	263,456	266,356	269,815	人	
ごみ	燃やすごみ	53,137	52,285	51,212	51,252	50,927	50,401	50,622	50,303	t/年
	燃やさないごみ	2,327	2,112	2,152	1,962	1,951	1,889	1,898	1,608	
	粗大ごみ	1,457	1,649	1,747	1,752	1,766	1,951	2,036	2,098	
	区収集ごみ	56,921	56,046	55,111	54,965	54,644	54,241	54,557	54,009	
	許可収集・持込ごみ	22,565	22,451	23,167	23,219	22,941	23,412	23,223	23,488	
	合計	79,486	78,497	78,278	78,184	77,585	77,652	77,780	77,498	
資源物	資源物（行政回収）	7,017	6,868	7,254	7,321	7,353	7,362	7,371	7,398	t/年
	資源物（集団回収）	7,184	7,038	6,245	6,540	6,171	5,899	5,325	5,274	
	合計	14,201	13,906	13,499	13,861	13,524	13,261	12,696	12,672	
ごみ総量	71,122	69,952	68,610	68,826	68,168	67,501	67,252	66,681		
年間総排出量	93,687	92,403	91,777	92,045	91,109	90,913	90,475	90,169		
資源化率	20.0%	19.9%	19.7%	20.1%	19.8%	19.6%	18.9%	19.0%	%	

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口実績値はH23～H27が10月1日基準、H28～H30は4月1日基準としている。

表 12 実績値（排出原単位）データ

年度	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	単位	
年間日数	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値									
人口	250,366	251,715	254,175	257,588	260,943	263,456	266,356	269,815	人	
ごみ	燃やすごみ	580	569	552	545	533	524	521	511	g/人・日
	燃やさないごみ	25	23	23	21	20	20	20	16	
	粗大ごみ	16	18	19	19	18	20	21	21	
	区収集ごみ	621	610	594	585	572	564	561	548	t/日
	許可収集・持込ごみ	62	62	63	64	63	64	64	64	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物	資源物（行政回収）	77	75	78	78	77	77	76	75	g/人・日
	資源物（集団回収）	78	77	67	70	65	61	55	54	
	合計	155	151	146	147	142	138	131	129	
ごみ総量	776	761	740	732	714	702	692	677		

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口実績値はH23～H27が10月1日基準、H28～H30は4月1日基準としている。

※区収集ごみと許可・持込ごみの単位が異なるため、原単位でのごみの合計は行わない。

3. 予測値

平成 26 年度から平成 30 年度実績を基に、統計的手法（トレンド予測）により予測した排出量データを以下に示します。

表 13 予測値（排出量）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	50,303	51,191	51,315	51,879	52,467	53,131	53,023	52,968	52,897	52,954	52,704	52,587	52,454	t/年
	燃やさないごみ	1,608	1,606	1,620	1,647	1,673	1,742	1,722	1,706	1,690	1,680	1,660	1,646	1,631	
	粗大ごみ	2,098	2,157	2,204	2,266	2,325	2,386	2,409	2,432	2,453	2,478	2,487	2,501	2,513	
	区収集ごみ	54,009	54,954	55,140	55,791	56,466	57,259	57,154	57,106	57,040	57,111	56,851	56,734	56,598	
	許可収集・持込ごみ	23,488	23,366	23,675	23,861	24,048	24,300	24,420	24,607	24,793	25,048	24,980	24,980	24,980	
	合計	77,498	78,320	78,814	79,652	80,514	81,559	81,575	81,713	81,834	82,159	81,831	81,713	81,578	
資源物	資源物（行政回収）	7,398	7,538	7,578	7,680	7,784	7,897	7,895	7,900	7,901	7,921	7,894	7,886	7,875	t/年
	資源物（集団回収）	5,274	5,240	5,124	5,067	5,022	4,992	4,896	4,813	4,734	4,672	4,587	4,518	4,451	
合計	12,672	12,778	12,702	12,746	12,805	12,889	12,792	12,713	12,635	12,592	12,481	12,403	12,326		
ごみ総量	66,681	67,732	67,841	68,537	69,271	70,148	69,946	69,819	69,676	69,704	69,332	69,137	68,924		
年間総排出量	90,169	91,098	91,516	92,399	93,319	94,448	94,366	94,426	94,469	94,752	94,312	94,117	93,904		
資源化率	19.0%	18.9%	18.7%	18.6%	18.5%	18.4%	18.3%	18.2%	18.1%	18.1%	18.0%	17.9%	17.9%	%	

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

※許可収集・持込ごみ量の予測値は、東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」の事業系ごみ量予測値の増減率より算出。

なお、この予測においては、都内総生産（東京都総務局：GDP準拠）の成長実績に基づき推計されている。

表 14 予測値（排出原単位）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	511	510	507	504	502	500	498	496	494	493	491	490	489	g/人・日
	燃やさないごみ	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15		
	粗大ごみ	21	21	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23		
	区収集ごみ	548	547	545	542	540	538	536	535	533	531	530	529	527	
	許可収集・持込ごみ	64	64	65	65	66	66	67	67	68	68	68	68	68	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物	資源物（行政回収）	75	75	75	75	74	74	74	74	74	74	73	73	g/人・日	
	資源物（集団回収）	54	52	51	49	48	47	46	45	44	43	42	41		
合計	129	127	125	124	122	121	120	119	118	117	116	116	115		
ごみ総量	677	675	670	666	662	660	656	654	651	649	646	644	642		

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

※区収集ごみと許可・持込ごみの単位が異なるため、原単位でのごみの合計は行わない。

4. 目標値

本計画における数値目標を達成した場合の排出量データを以下に示します。

表 15 目標値（排出量）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	50,303	50,903	50,734	50,993	51,269	51,610	51,194	50,830	50,449	50,189	49,638	49,214	48,775	t/年
	燃やさないごみ	1,608	1,597	1,602	1,619	1,635	1,692	1,663	1,637	1,612	1,592	1,564	1,540	1,517	
	粗大ごみ	2,098	2,145	2,179	2,227	2,272	2,317	2,326	2,334	2,339	2,349	2,342	2,341	2,337	
	区収集ごみ	54,009	54,645	54,515	54,839	55,176	55,619	55,183	54,801	54,400	54,129	53,544	53,094	52,628	
	許可収集・持込ごみ	23,488	23,366	23,675	23,861	24,048	24,300	24,420	24,607	24,793	25,048	24,980	24,980	24,980	
	合計	77,498	78,011	78,190	78,700	79,224	79,920	79,604	79,408	79,194	79,177	78,524	78,074	77,608	
資源物	資源物（行政回収）	7,398	7,543	7,588	7,695	7,805	7,925	7,928	7,939	7,946	7,971	7,950	7,948	7,944	t/年
	資源物（集団回収）	5,274	5,243	5,131	5,077	5,036	5,009	4,917	4,837	4,761	4,702	4,620	4,553	4,489	
	合計	12,672	12,787	12,719	12,772	12,840	12,933	12,845	12,775	12,707	12,673	12,570	12,502	12,433	
ごみ総量	66,681	67,431	67,234	67,611	68,016	68,553	68,028	67,576	67,107	66,802	66,114	65,596	65,061		
年間総排出量	90,169	90,797	90,909	91,472	92,064	92,853	92,448	92,183	91,900	91,850	91,094	90,576	90,041		
資源化率	19.0%	19.0%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	19.0%	19.0%	19.1%	19.1%	%	

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

表 16 目標値（排出原単位）データ

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	単位	
年間日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365		
種別	実績値	推計値													
人口	269,815	274,296	277,410	281,958	286,512	290,579	291,907	292,640	293,205	293,608	293,858	293,987	293,980	人	
ごみ	燃やすごみ	511	507	501	495	490	485	480	476	471	467	463	459	455	g/人・日
	燃やさないごみ	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	14	14	
	粗大ごみ	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
	区収集ごみ	548	544	538	533	528	523	518	513	508	504	499	495	490	
	許可収集・持込ごみ	64	64	65	65	66	66	67	67	68	68	68	68	68	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資源物	資源物（行政回収）	75	75	75	75	75	75	74	74	74	74	74	74	74	g/人・日
	資源物（集団回収）	54	52	51	49	48	47	46	45	44	44	43	42	42	
	合計	129	127	126	124	123	122	121	120	119	118	117	117	116	
ごみ総量	677	672	664	657	650	645	638	633	627	622	616	611	606		

※端数処理により、合計が合わない場合がある。

※人口について、実績値は平成30年4月1日現在、推計値は「令和元年度将来人口推計結果（墨田区）」による。

※区収集ごみと許可・持込ごみの単位が異なるため、原単位でのごみの合計は行わない。

資料編3 排出実態調査結果【概要】

1. 調査概要

(1) 調査の目的

区民・事業者から集積所等に排出される「ごみ」の性状調査を行い、得られたデータを整理・分析することによって、ごみの組成割合を把握し、ごみの減量化、資源物の再利用等を推進するうえでの指標を得るとともに、本計画の策定及び事業遂行のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査期間

令和元年 10 月 15 日～令和元年 10 月 28 日

(3) 調査対象

集積所等に排出される家庭ごみ及び事業系ごみ（事業所が集積所等に排出する少量ごみ）のうち、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」を対象としました。

(4) 調査項目

- ・ 組成調査：組成調査後、各組成の湿重量を測定しました。
- ・ 容 積：組成調査後、各組成の容量を計量し、全体容量は項目毎の容量を合計することで測定しました。
- ・ 含 水 率：家庭ごみの生ごみ及び生ごみ以外のごみをサンプルとして一部持ち帰り、室内試験によって含水率を測定しました。

注) 各調査結果において、端数処理により合計が 100%にならない場合があります。

(5) 調査地域

調査地域は、前回調査時（平成 27 年 10 月）の調査地域（12 地域）に、繁華街地域（錦糸 2 丁目）を 1 つ加えた 13 地域としました。

図 26 調査地域及び調査実施日

地域	要件	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		第 3 曜日							第 4 曜日							
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
A 江東橋 3	繁華街地域									不	可				可	
B 錦糸 2	繁華街地域			可				可		不						
C 亀沢 2	職住混在地域（観光拠点）			可		不		可								
D 業平 1～3	職住混在地域（観光拠点）	可									不	可				
E 京島 3	職住混在地域	可		不								可				
F 立花 6	職住混在地域		可		不								可			
G 吾妻橋 1	職住混在地域				可			不	可							
H 横川 5	住居地域（集合住宅）		不								可				可	
I 文花 3	住居地域（集合住宅）		可									不	可			
J 墨田 5	住居地域（集積所）	不				可				可						
K 千歳 3	住居地域（集積所）			可				可					不			
L 東向島 6	住居地域（戸別偏在）					可			不	可						
M 向島 4	住居地域（戸別偏在）				可				可						不	
サンプル数		3	3	4	3	3		4	3	4	3	3	3		3	

可：燃やすごみ 不：燃やさないごみ

2. 調査結果（概要）

(1) 燃やすごみ

ア. 湿重量（組成）

燃やすごみの湿重量（組成）を以下に示します。

図 27 湿重量（組成）調査結果（燃やすごみ）

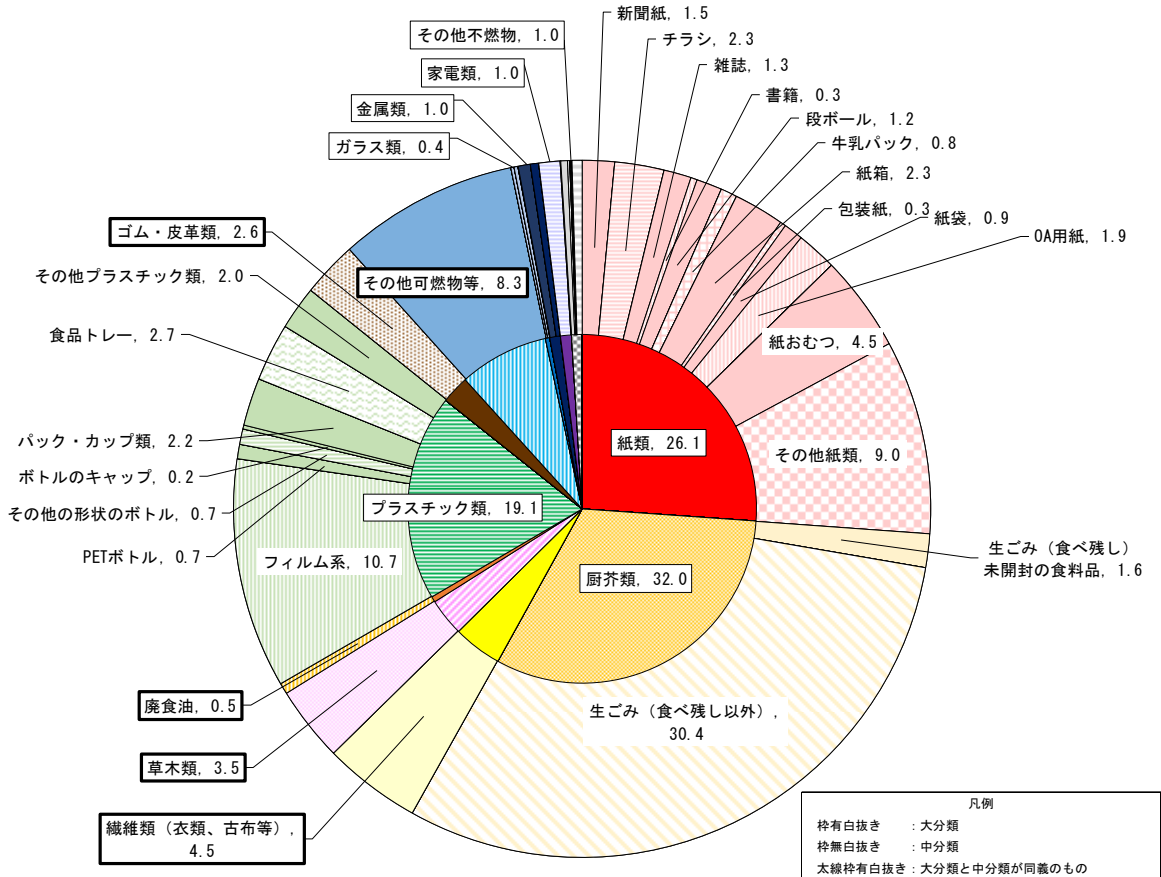


表 17 湿重量（組成）調査結果の経年変化（燃やすごみ）

大分類	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
紙類	32.9%	32.7%	35.4%	26.1%	9.3ポイント減
厨芥類	46.7%	30.7%	27.1%	32.0%	4.9ポイント増
繊維類	6.8%	5.4%	2.2%	4.5%	2.3ポイント増
草木類	7.5%	6.4%	2.6%	3.5%	0.9ポイント増
廃食油	0.0%	0.3%	0.0%	0.5%	0.5ポイント増
プラスチック類	3.6%	17.2%	22.6%	19.1%	3.5ポイント減
ゴム・皮革類	0.1%	0.6%	3.0%	2.6%	0.4ポイント減
その他可燃物等	1.4%	5.1%	3.7%	8.3%	4.6ポイント増
ガラス類	0.0%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1ポイント増
金属類	0.1%	0.8%	0.2%	1.0%	0.8ポイント増
家電類	-	-	0.0%	1.0%	1.0ポイント増
その他不燃物	1.0%	0.3%	2.7%	1.0%	1.7ポイント減
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

表 18 湿重量調査結果一覧（燃やすごみ）

大分類	中分類	小分類	大分類		中分類		小分類					
			重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)				
紙類	新聞紙	新聞紙（リサイクル可）	26.14	26.43	1.49	1.43	0.28	0.21				
		新聞紙（リサイクル不可の状態）					1.23	1.22				
	チラシ	チラシ（リサイクル可）			2.28	1.60	1.27	0.33	1.00	0.65		
		チラシ（リサイクル不可の状態）							1.29	0.96		
	雑誌	雑誌			1.27	0.33	1.27	0.33				
	書籍	書籍			0.29	0.07	0.29	0.07				
	段ボール	容器包装対象			1.19	0.93	0.39	0.54	0.80	0.39		
		容器包装非対象							0.35	0.62		
	牛乳パック	容器包装対象			0.77	1.24	0.42	0.62	0.35	0.62		
		容器包装非対象							2.33	4.14	2.33	4.14
	紙箱	紙箱			0.27	0.74	0.27	0.74				
	包装紙	包装紙			0.90	1.63	0.90	1.63				
	紙おむつ	紙おむつ			4.46	2.95	0.46	0.44	0.46	0.44		
		シユレド用紙							0.44	0.49		
		OA用紙							1.88	1.86	0.61	0.68
		伝票・帳簿類							0.37	0.26		
	その他紙類	紙おむつ			9.00	9.51	4.46	2.95	4.46	2.95		
その他紙類		9.00	9.51	9.00					9.51			
厨芥類	生ごみ（食べ残し） 未開封の食料品	消費期限切れの食料品	31.96	11.29	1.55	0.57	1.11	0.49				
		賞味期限切れの食料品					0.11	0.02				
	表示なし	0.34			0.06							
	生ごみ（食べ残し以外）	残飯、野菜くず、茶殻等	30.40	10.72	30.40	10.72						
繊維類	繊維類（衣類、古布等）	衣類（リサイクル可）	4.54	3.03	4.54	3.03	0.95	0.30				
		衣類（リサイクル不可）					3.59	2.74				
草木類	草木類	草木類	3.48	3.37	3.48	3.37	3.48	3.37				
廃食油	廃食油	廃食油	0.52	0.05	0.52	0.05	0.52	0.05				
プラスチック類	フィルム系	指定ごみ袋	19.14	45.77	10.66	25.98	0.22	1.97				
		レジ袋					1.41	6.75				
		その他（容器包装対象）					5.03	8.83				
		その他（容器包装非対象）					4.01	8.45				
	PETボトル	食料用			0.67	0.95	0.09	0.06	0.09	0.06		
		飲料用							0.50	0.84		
		その他PETボトル（リサイクル不可）							0.08	0.05		
	その他の形状のボトル	食料用			0.72	0.90	0.19	0.40	0.19	0.40		
		飲料用							0.07	0.13		
	ボトルのキャップ	その他ボトル（リサイクル不可）			0.18	0.02	0.18	0.02	0.46	0.37		
		ボトルのキャップ							0.18	0.02		
	バック・カップ類	食料用			2.23	6.27	1.75	4.71	1.75	4.71		
		飲料用							0.37	1.27		
	食品トレー	その他バック・カップ類			2.69	9.31	0.11	0.29	0.11	0.29		
無色発泡樹脂		2.11	5.94									
有色発泡樹脂		0.49	3.33									
その他食品トレー（リサイクル不可）		0.09	0.04									
その他プラスチック類	その他（容器包装対象）	2.02	2.32	0.07	0.08	0.07	0.08					
	その他（容器包装非対象）					1.95	2.25					
ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	2.58	1.65	2.58	1.65	2.58	1.65				
その他可燃物	その他可燃物	その他可燃物	8.34	7.20	8.34	7.20	2.40	3.59				
		粗大ごみ、適正処理困難物					5.94	3.61				
ガラス類	透明リターナルビン （リサイクル可のビン）	飲料用	0.35	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00				
		食料用					0.00	0.00				
		飲料用					0.05	0.02				
		食料用					0.09	0.01				
	透明ワンウェイビン	その他			0.15	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00		
		飲料用							0.17	0.01		
	色付きリターナルビン （リサイクル可のビン）	飲料用			0.18	0.01	0.01	0.00	0.01	0.00		
		食料用							0.01	0.00		
	色付きワンウェイビン	飲料用			0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00		
		食料用							0.01	0.00		
割れたビン	割れたビン	0.01	0.00	0.01	0.00							
その他ガラス類	その他ガラス類	0.01	0.00	0.01	0.00							
金属類	鉄類	飲料用缶（鉄）	0.95	0.41	0.56	0.04	0.01	0.00				
		食料用缶（鉄）					0.35	0.01				
		カセットボンベ・スプレー缶					0.02	0.01				
		その他の缶類					0.06	0.01				
		調理用具（なべ、やかん、フライパン）					0.03	0.00				
	調理用具（その他）	0.01			0.00							
	非鉄金属	その他（鉄類）			0.39	0.37	0.07	0.00	0.07	0.00		
		飲料用缶（アルミ）							0.08	0.23		
		食料用缶（アルミ）							0.04	0.01		
		カセットボンベ・スプレー缶							0.02	0.01		
その他のアルミ缶		0.00	0.00									
調理用具（なべ、やかん、フライパン）	0.08	0.06										
調理用具（その他）	0.01	0.00										
その他（非鉄金属）	0.16	0.07										
家電類	小型家電製品	携帯電話	1.02	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00				
		コード類（ACアダプタ含む）					0.98	0.28				
		その他小型家電					0.04	0.01				
		小型以外の家電製品					0.00	0.00				
その他不燃物	陶磁器類	陶磁器類	0.98	0.44	0.30	0.01	0.30	0.01				
		乾電池等					0.10	0.00				
	蛍光灯	乾電池			0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01		
		その他（ボタン電池、バッテリー等）							0.00	0.00		
	水銀含有廃棄物	水銀含有廃棄物			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		電球							0.01	0.00		
	傘	傘			0.05	0.05	0.05	0.05				
	ライター	ライター			0.03	0.00	0.03	0.00				
	その他（不燃物）	その他（不燃物）			0.46	0.37	0.46	0.37				
	合計					100.00	100.00	100.00	100.00	100.01	100.00	

イ. 適正排出

燃やすごみの適正排出調査結果の経年変化を以下に示します。

表 19 適正排出調査結果の経年変化（燃やすごみ）

項目	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
燃やすごみ	72.8%	82.8%	80.1%	79.1%	1.0ポイント減
燃やさないごみ	2.6%	0.5%	1.0%	1.2%	0.2ポイント増
資源物	17.2%	13.7%	16.0%	12.6%	3.4ポイント減
集積所回収以外でリサイクル	6.4%	2.9%	0.4%	1.4%	1.0ポイント増
粗大系ごみ・適正処理困難物	1.0%	0.2%	2.5%	5.7%	3.2ポイント増
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

ウ. 含水率

家庭ごみに含まれる生ごみ及び生ごみ以外の含水率の経年変化を以下に示します。

表 20 生ごみ：含水率調査結果の経年変化（家庭ごみ：燃やすごみ）

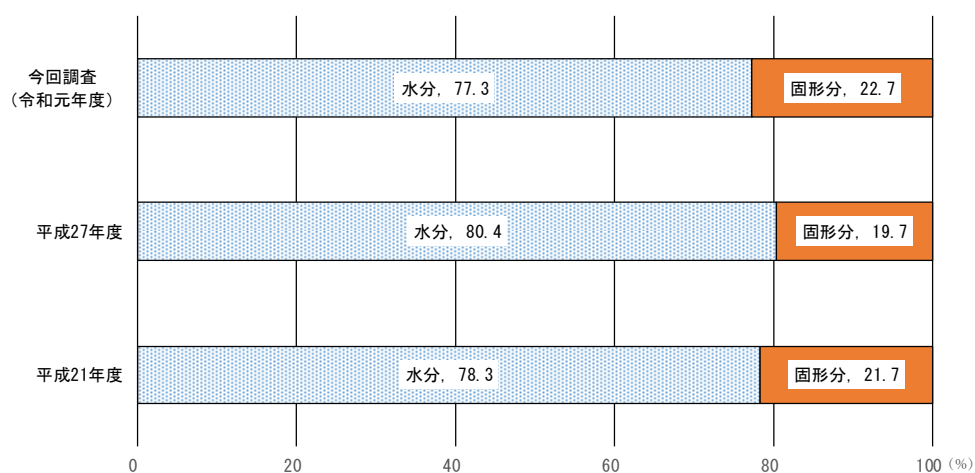
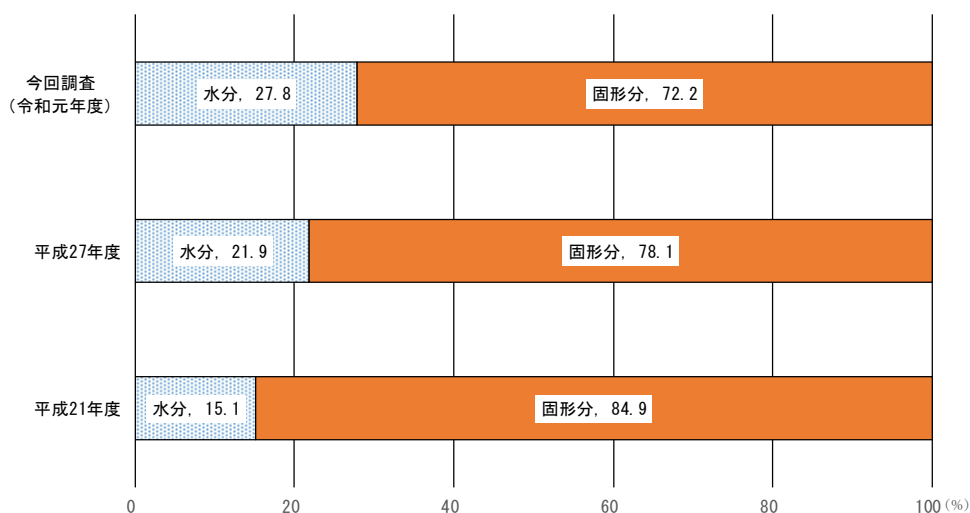


表 21 生ごみ以外：含水率調査結果の経年変化（家庭ごみ：燃やすごみ）



(2) 燃やさないごみ

ア. 湿重量（組成）

燃やさないごみの湿重量（組成）を以下に示します。

図 28 湿重量（組成）調査結果（燃やさないごみ）

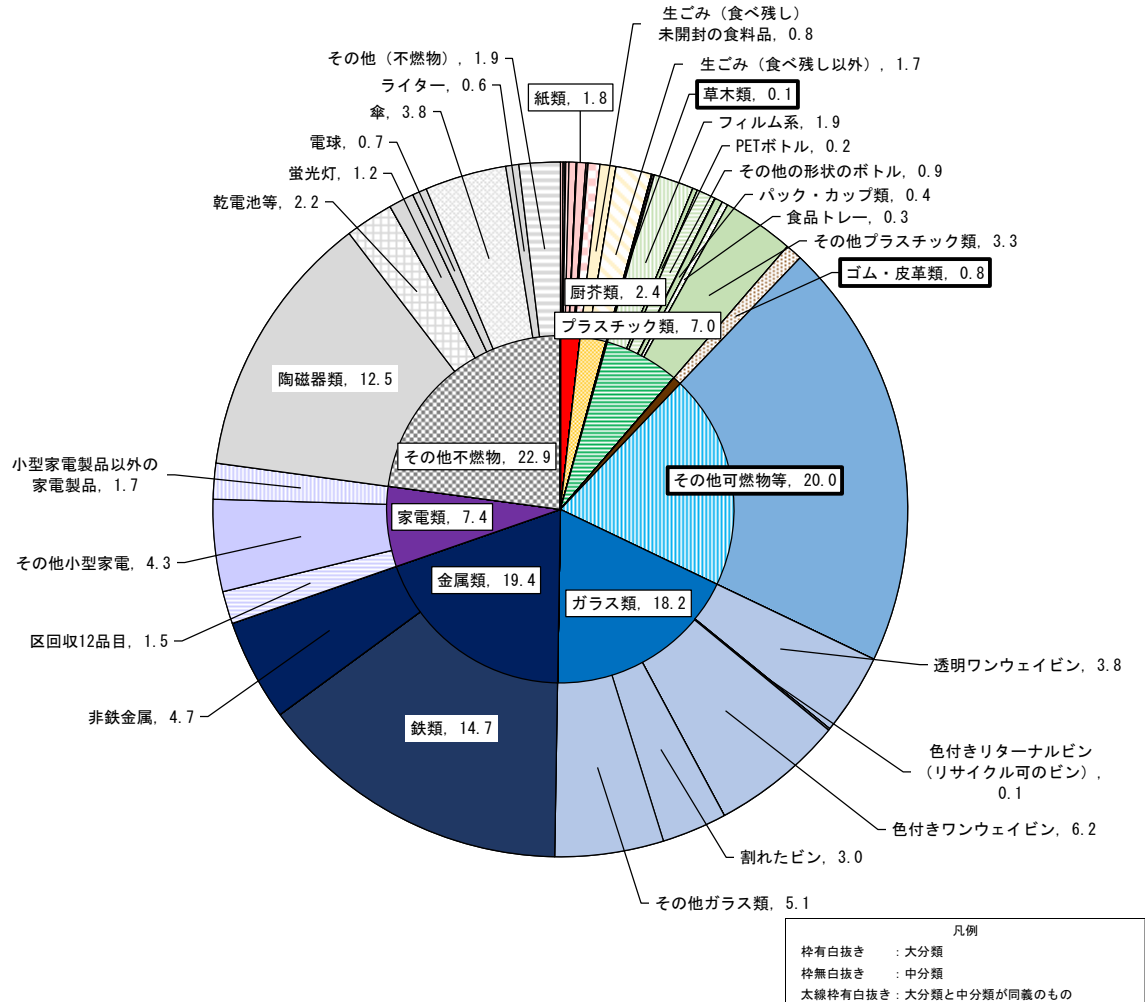


表 22 湿重量（組成）調査結果の経年変化（燃やさないごみ）

大分類	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
紙類	3.3%	1.4%	1.2%	1.8%	0.6ポイント増
厨芥類	5.7%	0.2%	0.5%	2.4%	1.9ポイント増
繊維類	0.8%	0.6%	0.1%	0.0%	0.1ポイント減
草木類	0.8%	0.9%	0.8%	0.1%	0.7ポイント減
廃食油	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	変化なし
プラスチック類	49.0%	15.8%	8.6%	7.0%	1.6ポイント減
ゴム・皮革類	3.2%	0.9%	1.5%	0.8%	0.7ポイント減
その他可燃物等	2.3%	3.5%	0.6%	20.0%	19.4ポイント増
ガラス類	15.8%	16.5%	20.8%	18.2%	2.6ポイント減
金属類	11.2%	41.5%	32.1%	19.4%	12.7ポイント減
家電類	0.0%	0.0%	7.2%	7.4%	0.2ポイント増
その他不燃物	8.0%	18.8%	26.7%	22.9%	3.8ポイント減
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

表 23 組成調査結果一覧 (燃やさないごみ)

大分類	中分類	小分類	大分類		中分類		小分類	
			重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)	重量 (%)	容積 (%)
紙類	新聞紙	新聞紙 (リサイクル可)	1.82	5.57	0.14	0.53	0.04	0.15
		新聞紙 (リサイクル不可の状態)					0.10	0.38
	チラシ	チラシ (リサイクル可)			0.09	0.16	0.07	0.08
		チラシ (リサイクル不可の状態)			0.02	0.08		
	雑誌	雑誌			0.03	0.00	0.03	0.00
	書籍	書籍			0.15	0.04	0.15	0.04
	段ボール	容器包装対象			0.33	0.48	0.32	0.48
		容器包装非対象			0.00	0.00		
	牛乳パック	容器包装対象			0.03	0.47	0.02	0.01
		容器包装非対象			0.01	0.46		
	紙箱	紙箱			0.42	2.38	0.42	2.38
	包装紙	包装紙			0.00	0.00	0.00	0.00
	紙袋	紙袋			0.07	0.81	0.07	0.81
	OA用紙	シュレッド用紙			0.00	0.00	0.00	0.00
		伝票・帳簿類			0.03	0.00	0.03	0.00
		コピー用紙					0.00	0.00
		その他のOA用紙					0.00	0.00
紙おむつ	0.00	0.00						
その他紙類	その他紙類	0.53	0.69	0.53	0.69			
厨芥類	生ごみ (食べ残し)	消費期限切れの食料品	2.42	1.30	0.75	0.05	0.49	0.05
		賞味期限切れの食料品					0.24	0.01
	未開封の食料品	表示なし			0.01	0.00		
	生ごみ (食べ残し以外)	残飯、野菜くず、茶殻等			1.67	1.25	1.67	1.25
繊維類	繊維類 (衣類、古布等)	衣類 (リサイクル可)	0.04	0.33	0.04	0.33	0.00	0.00
		衣類 (リサイクル不可)	0.04	0.33	0.04	0.33		
草木類	草木類	0.08	0.02	0.08	0.02	0.08	0.02	
廃食油	廃食油	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	
プラスチック類	フィルム系	指定ごみ袋	6.97	22.35	1.86	14.69	0.10	2.21
		レジ袋					0.66	7.25
		その他 (容器包装対象)					0.54	2.31
		その他 (容器包装非対象)					0.56	2.92
	PETボトル	食料用			0.23	0.44	0.16	0.41
		飲料用					0.07	0.03
		その他PETボトル (リサイクル不可)					0.00	0.00
	その他の形状のボトル	食料用			0.88	1.44	0.22	0.53
		飲料用					0.00	0.00
	その他のボトル (リサイクル不可)	0.66			0.91			
	ボトルのキャップ	ボトルのキャップ			0.03	0.01	0.03	0.01
	バック・カップ類	食料用			0.35	0.49	0.27	0.45
		飲料用					0.01	0.03
		その他バック・カップ類					0.08	0.01
	食品トレー	無色発泡樹脂			0.28	0.59	0.25	0.29
		有色発泡樹脂					0.03	0.29
		その他食品トレー (リサイクル不可)					0.01	0.00
その他プラスチック類	その他 (容器包装対象)	3.34	4.70	0.00	0.02			
その他 (容器包装非対象)	3.33			4.68				
ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	0.78	0.38	0.78	0.38	0.78	0.38	
その他可燃物	その他可燃物	19.98	11.18	19.98	11.18	0.27	0.84	
ガラス類	透明リターナルビン (リサイクル可のビン)	飲料用	18.16	9.99	0.00	0.00	0.00	0.00
		食料用					0.00	0.00
		飲料用					0.64	0.25
	透明ワンウェイビン	食料用			3.78	1.67	2.10	1.11
		その他					1.04	0.31
	色付きリターナルビン (リサイクル可のビン)	飲料用			0.08	0.02	0.08	0.02
		食料用					0.00	0.00
	色付きワンウェイビン	飲料用			6.21	4.50	5.59	4.29
		食料用					0.36	0.10
	割れたビン	割れたビン			3.03	1.94	3.03	1.94
	その他ガラス類	その他ガラス類			5.07	1.86	5.07	1.86
金属類	鉄類	飲料用缶 (鉄)	19.41	30.44	14.67	20.63	0.12	0.21
		食料用缶 (鉄)					2.47	4.08
		カセット式ボンベ・スプレー缶					3.34	8.23
		その他の缶類					0.84	1.11
		調理用具 (なべ、やかん、フライパン)					1.24	1.35
		調理用具 (その他)					0.04	0.01
	その他 (鉄類)	6.62			5.64			
	非鉄金属	飲料用缶 (アルミ)			4.74	9.81	0.34	1.86
		食料用缶 (アルミ)					0.11	0.57
		カセット式ボンベ・スプレー缶					0.94	2.21
		その他のアルミ缶					0.20	0.07
調理用具 (なべ、やかん、フライパン)		0.90	0.77					
調理用具 (その他)	0.15	0.05						
その他 (非鉄金属)	2.10	4.28						
家電類	小型家電製品	携帯電話	7.44	4.67	0.00	0.00	0.00	0.00
	区回収12品目	コード類 (ACアダプタ含む)			1.51	0.84	1.51	0.84
	その他小型家電	4.28			2.37	4.28	2.37	
	小型以外の家電製品	小型家電製品以外の家電製品			1.65	1.45	1.65	1.45
その他不燃物	陶磁器類	陶磁器類	22.88	13.78	12.49	6.53	12.49	6.53
		乾電池等			2.25	0.28	2.13	0.27
	その他 (ボタン電池、バッテリー等)	0.12			0.01			
	蛍光灯	1.17			0.71	1.17	0.71	
	水銀含有廃棄物	0.00			0.00	0.00	0.00	
	電球	0.66			0.69	0.66	0.69	
	傘	3.79			4.47	3.79	4.47	
	ライター	0.60			0.05	0.60	0.05	
	その他 (不燃物)	1.91			1.05	1.91	1.05	
	合計					100.00	100.00	100.00

イ. 適正排出

燃やさないごみの適正排出調査結果の経年変化を以下に示します。

表 24 適正排出調査結果の経年変化（燃やさないごみ）

項目	平成17年度	平成21年度	平成27年度	今回調査 (令和元年度)	前回との比較
燃やすごみ	14.4%	22.1%	12.0%	10.7%	1.3ポイント減
燃やさないごみ	50.6%	60.8%	63.5%	50.1%	13.4ポイント減
資源物	30.1%	14.9%	17.0%	13.6%	3.4ポイント減
集積所回収以外でリサイクル	1.0%	1.1%	4.4%	6.4%	2.0ポイント増
粗大系ごみ・適正処理困難物	3.9%	1.2%	3.1%	19.3%	16.2ポイント増
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) 容器包装廃棄物の割合

排出実態調査結果から算出した容器包装廃棄物^注の割合を以下に示します。

表 25 容器包装廃棄物の割合

項目		平均	全体（平均）
家庭+事業系	容器包装廃棄物	燃やすごみ	22.3%
		燃やさないごみ	
	容器包装以外の廃棄物	燃やすごみ	77.7%
		燃やさないごみ	
家庭	容器包装廃棄物	燃やすごみ	22.0%
		燃やさないごみ	
	容器包装以外の廃棄物	燃やすごみ	78.0%
		燃やさないごみ	
事業系	容器包装廃棄物	燃やすごみ	22.8%
		燃やさないごみ	
	容器包装以外の廃棄物	燃やすごみ	77.2%
		燃やさないごみ	

注) 容器包装廃棄物とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合も含む。）であって、当該商品が消費、または商品と分離された場合に不要となる物をいう。ここで「容器」とは商品を入れる「もの」であり、袋も容器に含まれる。「包装」とは商品を包む「もの」である。（出典：環境省「市町村分別収集計画策定の手引き（九訂版）」）。

資料編 4 区民のごみ減量に対する意識調査結果【概要】

1. 調査概要

(1) 調査の目的

区民の減量に対する意識調査は、施策の効果や認知度、区民の意見等を把握し、区のごみ処理における課題の抽出や施策の検討等に利用する基礎情報の取得を目的として実施しました。

(2) 調査対象

調査対象は、墨田区が住民基本台帳（令和元年9月1日時点）から無作為に抽出した1,500人としました。

(3) 調査内容

区が実施している施策の効果や認知度、経年の調査結果との比較、区のごみ処理における課題、区民の意見等を取得できる設問を設定し、アンケートに回答していただきました。

表 26 各設問のねらい

設問	ねらい
問 1	燃やすごみ排出量の把握、燃やさないごみ排出量の把握
問 2	資源物の排出方法の把握
問 3	ごみに関する情報の入手先の把握
問 4	区のごみ処理や情報公開に関する満足度の把握
問 5	ごみへの関心度の把握
問 6	ごみに関する行動の把握
問 7	食品ロスに関する認知度、取組意欲の把握 (区民への「食品ロス削減」の啓発を兼ねている)
問 8	容器包装プラスチックの分別収集への協力の把握
問 9	容器包装プラスチックの拠点回収への協力の把握
問 10	区の施策の認知度及び協力状況の把握
問 11	ごみの分別に関する問題の把握
問 12	区のごみ、資源物収集頻度に関する満足度の把握
問 13	区の施策に関する満足度の把握
問 14	区の清潔さに関する満足度の把握
問 15	自由意見の収集

(4) 調査期間

アンケートの発送：令和元年10月30日

アンケート回答期限：令和元年11月18日

(5) アンケート回答状況

発送した1,500票のうち606票を回収しました。宛先不明や転出等で返送された12票を除く1,488票の有効数に対しての有効回答率は40.7%でした。

2. 調査結果（概要）

区民のごみ意識調査結果の概要について、表 27 に示します。

表 27 区民のごみ減量に対する意識調査結果の概要（1）

項目	調査結果のまとめ
回答者の属性 （経年変化）	<ul style="list-style-type: none"> 性別について、経年変化でみると男性の割合は増加しているが、回答者の割合は半数以上が女性となっている。 年代について、「60代」の回答者の割合が低くなり、「20代」～「50代」の割合が高くなっている。 世帯人数について、「4人」以上の割合が低くなり、「1人」の割合が高くなっている。 居住年数について、これまで半数以上を占めていた「20年以上」の割合が低くなっている。
燃やすごみ、 燃やさないごみ の排出量	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみの排出量について、1回に出すごみの量は、レジ袋大（約15L）で、「約1袋～3袋」の回答者の割合が75%以上を占めている。 燃やさないごみの排出量について、1回に出すごみの量は、レジ袋大（約15L）で、「出さない～約1袋」の回答者の割合が80%以上を占めている。
資源物の 排出方法 （経年変化）	<ul style="list-style-type: none"> 廃食油以外の資源物について、「集団回収に出している」の割合は低くなっている。 缶、びんの排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」の割合が低くなり、「燃やさないごみとしてごみ集積所に出す」の割合が高くなっている。 ペットボトル、食品トレーの排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」の割合が低くなり、「燃やすごみとしてごみ集積所に出す」の割合が高くなっている。 古布、古着の排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」、「リサイクルショップに売る」の割合が増加している。 廃食油の排出方法について、経年変化をみると、「資源物としてごみ集積所に出す」、「集団回収に出している」の選択肢が追加されたが、割合は低くなっている。
ごみに関する 情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手先について、「資源物とごみの分け方・出し方パンフレット」、「墨田区のホームページ（資源物・リサイクル関連のページ）」、「資源物とごみの収集カレンダー」の順であった。 年代が上がるほど「資源物とごみの分け方・出し方パンフレット」、「すみだ区報」で情報を入手している回答者が多くなっている。 「墨田区のホームページ（資源物・リサイクル関連のページ）」で情報を入手しているのは30代が最も多く、次いで40代、20代の順となっている。 「資源物とごみの収集カレンダー」で情報を入手しているのは50代が最も多く、次いで60代、30代の順となっている。
区のごみ処理や 情報公開に関する 満足度	<ul style="list-style-type: none"> 区のごみ処理や情報公開に関する満足度について、「どちらかといえばそう思う」、「分からない」、「そう思う」の順であった。 年代が上がるほど「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなる傾向がみられるが、30代は他の年代と比較して低くなっている。 世帯人数が「4人」、居住年数が「1年以上～3年未満」、居住形態が「寮、官舎、下宿等」の回答者の満足度が低くなっている。
ごみに関する 関心度	<ul style="list-style-type: none"> ごみへの関心度について、「関心があり、普段からごみの減量や分別等を心がけて行動している」、「関心があり、時々はごみの減量や分別等を心がけて行動している」の2項目で約80%を占めている。 年代が上がるほど「関心があり、普段からごみの減量や分別等を心がけて行動している」、「関心があり、時々はごみの減量や分別等を心がけて行動している」の割合が高くなっている。 経年変化をみると、「行動している」の割合は高くなっており、「どちらともいえない」または「特に関心がない」の割合は低くなっている。

表 27 区民のごみ減量に対する意識調査結果の概要（2）

項目	調査結果のまとめ
ごみに関する行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみに関する行動について、「資源物とごみの分別をしている」「生ごみは水をよく切って出している」「買い物袋を持参し、レジ袋はできるだけもらわない」の順となっている。 ・「資源物とごみの分別をしている」はどの年代でも高い結果となっている。 ・年代が上がるほど「生ごみは水をよく切って出している」の割合が高くなる傾向がみられるが、30代は20代よりも割合が低くなっている。 ・経年変化をみると、「詰め替え商品の購入」、「買い物袋の持参」、「少量売り商品の購入」、「リサイクルショップやフリーマーケットの利用」の割合は高くなっている一方、「余分な購入を控える」、「過剰包装を断る」、「故障しても修理して使う」の割合は低くなっている。
食品ロスに関する認知度、取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの定義に関するクイズの正解率は48.7%であった。また、食品ロス発生量に関するクイズの正解率は90.9%であった。 ・食品ロスを減らすために取り組めることについて、「冷凍保存を活用する」、「残さず食べるようにする」、「賞味期限を過ぎててもすぐには捨てず、自分で食べられるかを判断する」の順となっている。 ・年代が上がるほど「料理を作りすぎないようにする」の割合が高くなっている。
容器包装プラスチックの分別収集への協力度	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック分別収集への協力度について、「積極的に分別に協力したい」、「できる範囲で協力したい」の2項目で約90%となっている。 ・「積極的に分別に協力したい」、「できる範囲で協力したい」の合計が最も高いのは60代であり、30代は他の年代と比較して低くなっている。 ・「ごみ集積所のない集合住宅」の回答者は、「積極的に分別に協力したい」、「できる範囲で協力したい」の割合が低くなっている。
容器包装プラスチックの拠点回収への協力度	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックの拠点回収への協力度について、「できる範囲で協力したい」、「積極的に分別に協力したい」の2項目で80%以上となっている。 ・年代が高くなるほど「できる範囲で協力したい」、「積極的に分別に協力したい」の割合が高くなる傾向がみられ、60代が最も高くなっている。 ・「ごみ集積所のない集合住宅」の回答者は、「できる範囲で協力したい」、「積極的に分別に協力したい」の割合が低くなっている。
区の施策の認知度及び協力状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区の施策の認知度について、「生ごみの水切り励行」、「拠点回収の実施」、「雑がみの資源物排出の協力強化」の順であった。 ・50代以上では「生ごみの水切り励行」の認知度が30%以上となっているが、40代以下では30%以下となっている。 ・「生ごみの水切り励行」、「拠点回収の実施」の認知度は50代が最も高い。一方、20代は総じて施策の認知度が低くなっている。
ごみの分別に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・「問題なく分別できる」の割合が低い品目は、「食品トレー」、「古布、古着」、「廃食油」、「小型家電」、「家電リサイクル法対象品」であった。 ・「分別区分が分からない」の割合が高い品目は、「燃やさないごみ」、「古紙（新聞・段ボール・紙パック・雑誌・雑がみ）」、「食品トレー」、「古布、古着」、「金属製調理器具（鍋・やかん・フライパン）」、「乾電池」、「廃食油」、「小型家電」、「粗大系ごみ」であった。 ・「分別して出すのに手間がかかる」の割合が高い品目は、「燃やすごみ（生ごみ・プラスチック類を含む）」、「古紙（新聞・段ボール・紙パック・雑誌・雑がみ）」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「食品トレー」であった。 ・「複数の素材があるため、分別できない」の割合が高い品目は、「燃やすごみ（生ごみ・プラスチック類を含む）」、「燃やさないごみ」であった。 ・「どこまで汚れを落とせばよいか分からない」の割合が高い品目は、「缶」、「びん」であった。
区のごみ、資源物収集頻度に関する満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物の収集頻度に関する満足度について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が80%以上となっているが、粗大系ごみの収集に関する満足度は、70%以下となっており、「そう思う。」の割合も49.8%と低くなっている。

表 27 区民のごみ減量に対する意識調査結果の概要（3）

項目	調査結果のまとめ
区の実策に関する満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の実策に関する満足度について、「どちらかといえばそう思う」、「分からない」、「そう思う」の順であった。 ・ 年代が上がるほど「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなっているが、20代、30代では「分からない」の割合が高くなっている。 ・ 世帯人数が「4人」、居住年数が「1年以上～3年未満」、居住形態が「ごみ集積所のない集合住宅」及び「寮、官舎、下宿等」に該当する回答者の満足度が低くなっている。
区の清潔さに関する満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の清潔さに関する満足度について、「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」、「どちらかといえばそう思わない」の順であった。 ・ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合が最も高いのは「40代」であり、最も低いのは「50代」であった。
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「区民への広報、周知の方法改善の要望・意見」（37件） ・ 「区のごみ、資源物の収集方法への要望・意見」（32件） ・ 「区民への啓発・指導（ごみ出しマナーが悪い人への指導を含む）の要望・意見」（31件） ・ 「粗大系ごみの処理方法改善の要望・意見」（27件） ・ 「区のごみ、資源物の分別区分（プラスチックごみ回収の要望を含む）への要望・意見」（20件） <p>※件数は重複を含む。</p>

資料編5 事業所のごみ減量に対する意識調査結果【概要】

1. 調査概要

(1) 調査の目的

事業所のごみ減量に対する意識調査は、事業所のごみの排出状況や意見等を把握し、区のごみ処理における課題の抽出、施策の検討等に利用する基礎情報の取得を目的として実施しました。

(2) 調査対象

各業種の中小企業、約 1,000 事業所に、排出実態調査時に有料ごみ処理券に社名が記載されていた 11 事業所を加えた、1,011 事業所を調査対象としました。

(3) 調査内容

家庭ごみと事業系ごみ及び一般廃棄物と産業廃棄物の分別状況等を確認する設問を設定し、アンケートに回答していただきました。

表 28 各設問のねらい

設問	ねらい
問 1	ごみ集積所への排出有無の確認
問 2	家庭ごみと事業系ごみの分別状況の把握
問 3	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託していない理由の把握
問 4	食品ロス削減推進法の認知度の把握
問 5	食品ロス削減策の実施状況の把握
問 6	食品ロス削減策を実施していない理由の把握
問 7	ごみの排出・分別状況及び排出量の把握
問 8	廃プラスチックが産業廃棄物に分類されることについての理解度の把握
問 9	ごみ排出量の変化に対する認識の把握
問 10	ごみの減量化、資源化、分別に関する取組の実施状況の把握
問 11	ごみの減量や資源化に取り組む理由の把握
問 12	ごみの減量や資源化に取り組むうえでの問題点の把握
問 13	ごみの減量化、資源化を検討している品目の把握
問 14	ごみに関する情報の入手先の把握
問 15	必要と考えている施策の把握
問 16	自由意見の収集
問 17	包装材、レジ袋等の使用状況の把握（『小売店』『販売店』限定）
問 18	ごみの減量やリサイクルの取組の把握（『小売店』『販売店』限定）

(4) 調査期間

アンケートの発送：令和元年 10 月 30 日

アンケート回答期限：令和元年 11 月 18 日

(5) アンケート回答状況

発送した 1,011 票のうち 378 票を回収しました。宛先不明等で返送された 32 票を除く 979 票の有効数に対しての有効回答率は 38.6%でした。

2. 調査結果（概要）

事業所のごみ意識調査結果の概要について、表 29 に示します。

表 29 事業所のごみ減量に対する意識調査結果の概要（1）

項目	調査結果のまとめ
事業所の属性（経年変化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業形態について、「販売店、店舗」、「工場、作業所」の割合が低くなり、「事務所・営業所」の割合が高くなっている。 ・ 従業員数について、30 人未満の事業所の割合が高くなっている。 ・ 事業所の形態について、「ビル等に入居」の割合が高くなっている。 ・ 墨田区内での営業年数について、20 年以上の割合が半数以上となっている。
ごみ集積所への排出有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積所への排出有無について、「出している」と回答した事業所が 60.3%、「出していない」と回答した事業所が 36.5%であった。 ・ 従業員が 200 人以上の事業所で「ごみ集積所へごみを排出している」と回答した事業所はなかった。 ・ 墨田区内での営業年数が 1 年未満の事業所は、ごみ集積所へごみを排出している割合が低くなっている。
家庭ごみと事業系ごみの分別状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅併設の事業所の、家庭ごみと事業系ごみの分別状況について、「分別している」と回答した事業所が 82.5%、「だいたい分別している」と回答した事業所が 7.5%であった。 ・ 一方、「分別していない」と回答した事業所が 10.0%であった。
一般廃棄物収集運搬許可業者に委託していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託していない理由について、「区の収集（ごみ集積所）に出しているから」、「ほとんどごみが出ないから」の 2 項目で約 80% を占めている。 ・ 経年変化をみると、「ほとんどごみが出ないから」、「区の収集（ごみ集積所）に出しているから」と回答した割合は低くなっており、「値段が高いから」、「一般廃棄物処理業者がよく分からないから」、「自社で清掃工場に運んでいるから」、「親会社や関連会社が処理しているから」と回答した割合は高くなっている。
食品ロス削減推進法の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減推進法の認知度について、「知っているが内容はよく分からない」と回答した事業所が 50.5%、「知らない」と回答した事業所が 31.5%であった。一方、「十分理解している」と回答した事業所は 14.3%であった。 ・ 食品ロス削減推進法に関連する業種である「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、事業形態が「飲食店」であっても「知らない。」と回答した事業所が多く、食品ロス削減推進法の認知度が低いことが伺える。
食品ロス削減策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減策の実施状況について、「特に実施していない」、「その他」、「少量（小盛）商品・メニュー提供」の順であった。 ・ 「その他」の回答としては、「余分に買い物しない」、「商品の冷凍保存」等が挙げられている。
食品ロス削減策を実施していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロス削減策を実施していない理由について、「食品ロスが発生しない」と回答した事業所が 81.6%と大部分を占めている。

表 29 事業所のごみ減量に対する意識調査結果の概要（2）

項目	調査結果のまとめ
ごみの排出・分別状況及び排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・「区のごみ集積所に、燃やすごみとして出している」が最も高くなっている品目は、「燃やすごみ」、「生ごみ」、「雑がみ」であった。ただし、「生ごみ」については「発生しない」の割合も高くなっている。 ・「区のごみ集積所に、資源物として出している」が最も高くなっている品目は、「新聞」、「雑誌」、「段ボール」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」であった。ただし、「新聞」、「雑誌」については「発生しない」の割合も高くなっている。 ・「区のごみ集積所に、燃やさないごみとして出している」が最も高くなっている品目は、「燃やさないごみ」、「蛍光灯」であった。 ・「紙パック」は「発生しない」の割合が最も高くなっている。 ・排出量について、1回に出すごみの量（1袋＝45L換算）は、すべての品目において「1袋未満」の割合が最も高くなっており、「燃やすごみ」以外の品目で「1袋以上」と回答した事業所の割合は低くなっている。 ・「燃やすごみ」については、ごみ集積所に1回に5袋以上排出していると回答している事業所もみられた。
廃プラスチックが産業廃棄物に分類されることについての理解度（排出方法の理解度）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの排出方法の理解度について、「知っていた」が55.0%、「知らなかった」が41.8%であった。 ・業種によってばらつきがみられるが、従業員数が多い事業所及び墨田区での営業年数が長い事業所ほど「知っていた」の割合が高くなっている。
ごみ排出量の変化に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の変化に対する認識について、「やや減っている」が47.6%と最も割合が高く、次いで「やや増えている」が21.7%、「減っている」が20.6%の順であり、「増えている」と回答した事業所は2.9%であった。経年変化をみると、「増えている」、「やや増えている」の割合が高くなっている。 ・全体的に「やや減っている」、「減っている」の割合が高くなっているが、業種では「金融業、保険業」、事業形態では「ホテル、旅館」については、「増えている」、「やや増えている」の割合が高くなっている。
ごみの減量化、資源化、分別に関する取組の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や分別に関する取組の実施状況について、「書類のペーパーレス化に努めている」、「缶やびんの分別回収箱を設置している」、「古紙回収箱を設置している」の順であった。
ごみの減量や資源化に取り組む理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量や分別に取り組む理由について、「ごみを減らすことでコスト削減につながるため」、「会社の社会的責任を果たすため」、「法律で定められているため」の順であった。 ・属性を問わず、「ごみを減らすことでコスト削減につながるため」が最も大きな理由となっている。
ごみの減量や資源化に取り組むうえでの問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「特に問題ない」の割合が39.7%、「資源化できるものが出ない、または発生量が少ない」の割合が22.2%であった。 ・問題点として挙げられている項目は「資源物を保管しておく場所がない」、「機密書類が多く、リサイクルが難しい」、「従業員に分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい」の順であった。 ・事業所の形態が「共同住宅と兼用」である事業所は、他の属性と比較して「特に問題ない」の割合が低くなっている。
ごみの減量化、資源化を検討している品目	<ul style="list-style-type: none"> ・減量や分別を検討している品目について、「コピー用紙、OA用紙」、「雑がみ」、「段ボール」の順であった。 ・従業員数が100人未満の事業所は、「コピー用紙、OA用紙」、「雑がみ」、「段ボール」の資源化を検討している割合が高くなっている。

表 29 事業所のごみ減量に対する意識調査結果の概要（3）

項目	調査結果のまとめ
ごみに関する情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみに関する情報の入手先について、「区の広報」、「インターネット」、「特になし」の順であった。 ・ 事業所の形態が「戸建て住宅と兼用」の事業所は、ごみに関する情報を「区の広報」によって入手している割合が高くなっている。
必要と考えている施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と考えている施策について、「ごみ減量化・資源化マニュアルの提供」、「ごみ減量化・資源化の事例紹介」、「事業者に対するごみの減量・リサイクルの啓発、指導」の順で、事業所の属性を問わず、割合が高くなっている。
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「区のごみ処理に対する要望・意見」（13件）
包装材、レジ袋等の使用状況 （『小売店』『販売店』限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装材、レジ袋等の使用状況について、「包装はほとんどしていない」が50.0%と最も高く、次いで「包装は必要最小限としている」が32.6%となっている。 ・ 経年変化をみると、「過剰包装の場合がある」、「ものによっては過剰包装の場合がある」の割合は低くなっている。
ごみの減量やリサイクルの取組 （『小売店』『販売店』限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋の削減に関する取組についてみると、「特に何もしていない」が65.0%と最も割合が高く、次いで「その他」、「買い物袋を持参した人にサービス（ポイント付与等）する制度を設けている」、「レジ袋を有料にしている」の順であった。 ・ 資源物回収ボックスの設置について、「設置していない」が70.0%となっており、経年変化をみると、すべての資源物について回収ボックスの設置割合が減少している。 ・ ごみ減量やリサイクルのために取り組んでいることについて、「クリーニング袋の配布」、「分別の徹底」、「食品残さ削減」等が挙げられている。

資料編 6 河川のプラスチックごみ回収調査結果

1. 調査概要

(1) 調査の目的

河川のプラスチックごみ回収調査は、河川に流れているプラスチックごみを回収し、その組成を確認するとともに、調査結果を公表することで、区民に対して河川的环境保全やプラスチックごみ削減を啓発することを目的として実施しました。

(2) 調査対象河川

北十間川（荒川水系）

(3) 調査項目

河川を流れているプラスチックごみを回収し、組成の確認を行いました。

なお、調査対象物はプラスチックごみですが、プラスチック以外のごみについても回収し、大まかな分類、計測を行いました。

(4) 調査期間

調査期間は、令和元年 10 月 22 日から 10 月 25 日までの 4 日間としました。

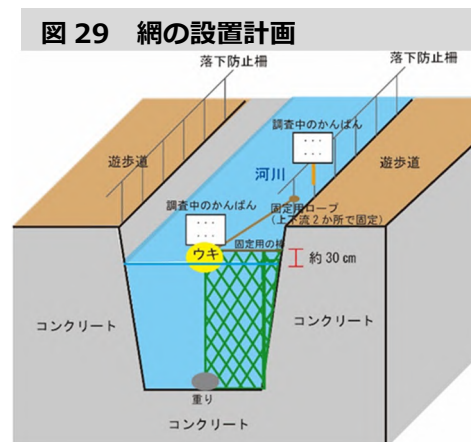
(5) 調査方法

ア. 河川への網の設置

ロープ、ウキ、錨等を使用して河川に網を設置しました（網は魚類等を誤獲しないように農業用のネットを使用）。

また、浮いているごみから水中を流れていくごみまで漏らさず回収するため、水面上約 30 cm の高さから川底まで設置しました。

なお、船舶との接触を回避するため、かんばん等で調査中であることを示すと同時に、船舶から視認されやすい色・大きさのウキを設置しました。



イ. ごみの回収及び計量・記録

網の設置の 3 日後に、網にかかったごみを回収し、分類・計量・写真撮影を行いました。

ウ. 調査地点

調査地点は、北十間川の東寄り、福神橋から旧中川合流部までの 1 地点としました。

2. 調査結果

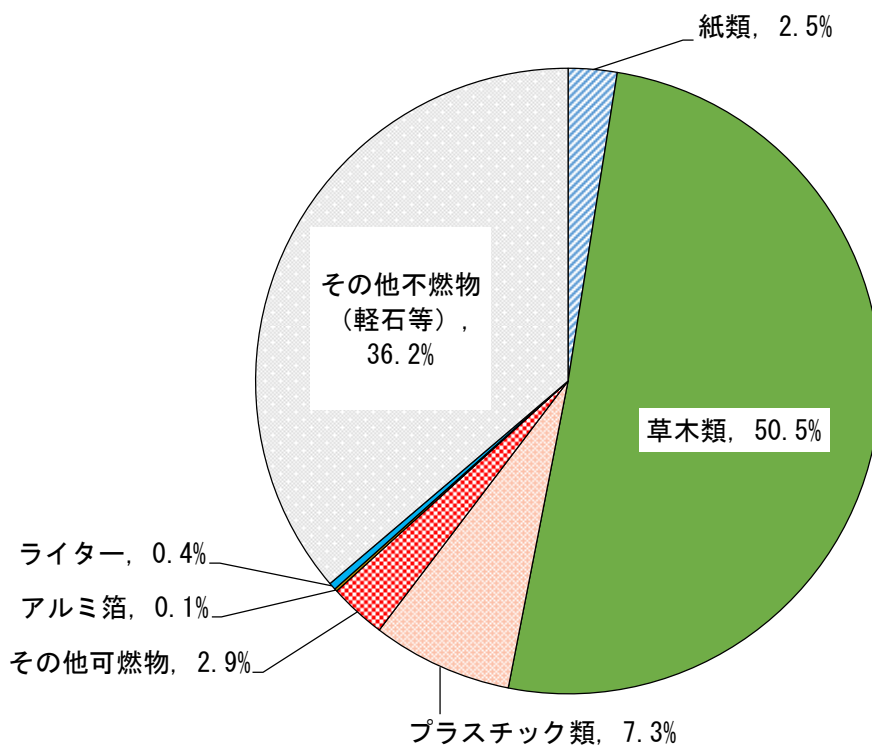
(1) 確認されたごみ

本調査で確認されたごみ（湿重量で 4.7 kg）の組成（湿重量割合）を以下に示します。

発達した低気圧と台風 21 号の影響により、強い河川の逆流が発生したため、確認されたごみの大半は令和元年 10 月 25 日（金）の 1 日間で回収したものでした。

確認されたごみの内訳をみると、草木類（ヨシの枯葉等）が 50.5%と最も多くの割合を占めています。次いでその他不燃物（軽石等）が 36.2%、プラスチック類（レジ袋、プラスチック製品の破片、パック容器等）が 7.3%でした。

図 30 確認されたごみの種類（組成）



注）端数処理より、合計が 100%にならない場合があります。

図 31 確認されたプラスチック類（左）とヨシの枯葉等（右）

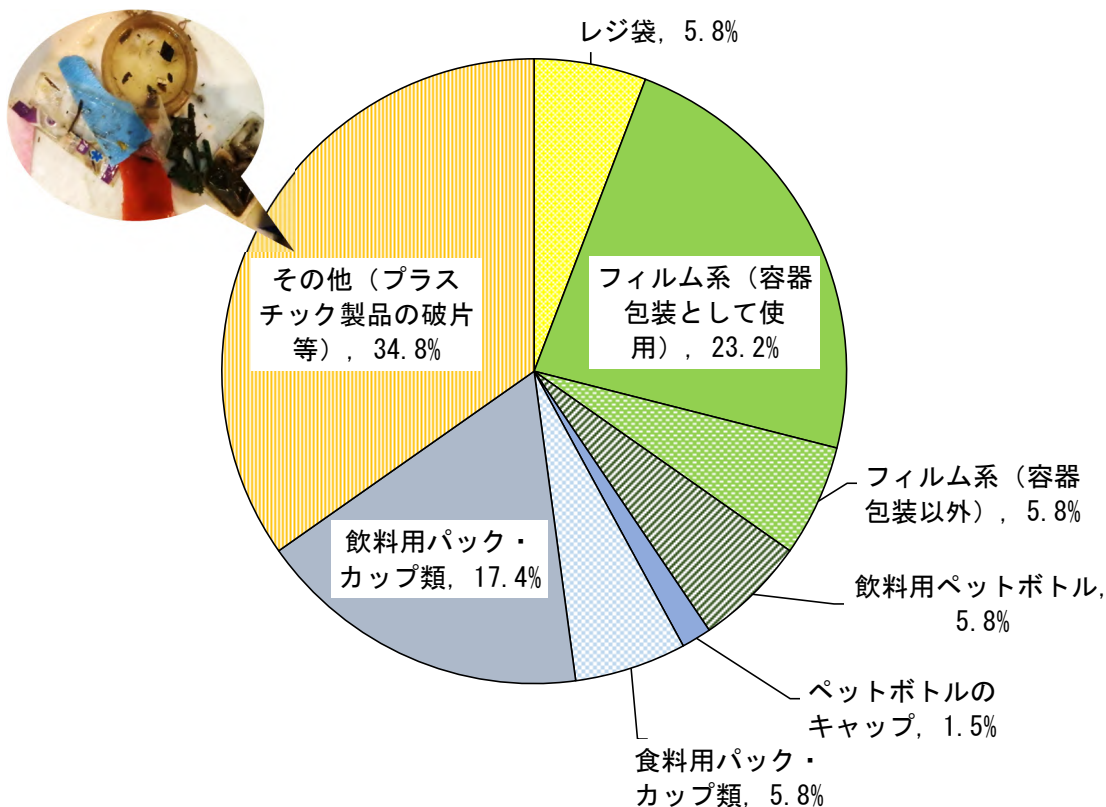


(2) 調査結果からの考察

確認されたプラスチックごみ（湿重量で 345 g）の種類を以下に示します。

プラスチックの破片等で構成される「その他プラスチック類」が 34.8%と最も多く、河川の段階から既にプラスチック製品等からマイクロプラスチックへの移行が進行していることが伺えます。

図 32 確認されたプラスチックごみの種類



注）端数処理より、合計が100%にならない場合があります。

マイクロプラスチックとは？

マイクロプラスチックは、海や自然の中に拡散した、大きさが 5 ミリメートル以下の微小なプラスチック粒子のことで、紫外線や波浪によって微小な断片になったプラスチックや、洗濯排水に含まれる繊維、研磨材として含まれているマイクロビーズ等が含まれます。

近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、特にマイクロプラスチックの海洋汚染対策が世界中で進められています。

海のごみの8割が陸地から移動してきたものと考えられていることから、河川を経由して海域に流入するプラスチックも多く存在すると考えられます。しかし、まだ調査等が進んでおらず、不明な点も多いため、今後は環境省の「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等に則った調査が、日本全国で展開されると考えられます。今回、墨田区ではそれに先駆けて独自の調査を実施しました。

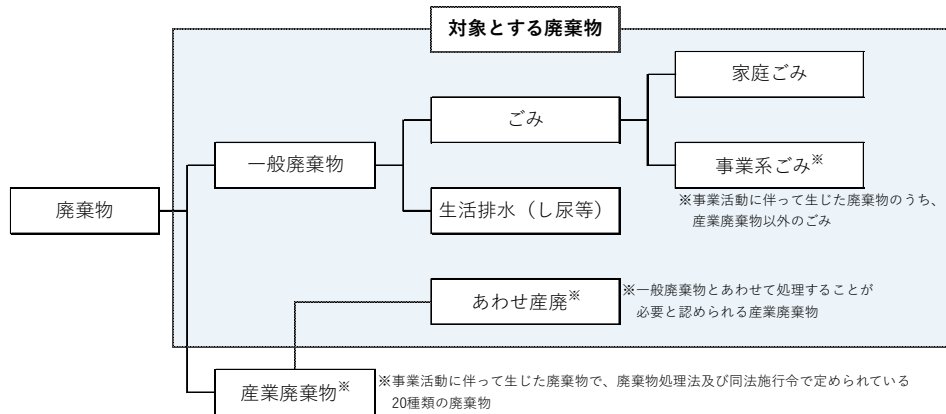
あ行

一般廃棄物

一般廃棄物とは廃棄物処理法において、産業廃棄物以外の廃棄物と規定されている。

本計画では、区内で発生する一般廃棄物と、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物（あわせ産廃）を対象の廃棄物としている。

図 33 計画の対象とする廃棄物



か行

拡大生産者責任

製品が使用され廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分において、その製品を生産した生産者が、物理的または経済的に一定の責任を負うという考え方

行政回収

行政（墨田区）が主体となつて行うごみ・資源物の回収を指す。本計画においては、墨田区が主体となつて行う資源物回収を、集団回収と区別して「行政回収」と記載している。

許可収集・持込ごみ

事業者自ら、または事業者から委託を受けた廃棄物処理業者が、中間処理施設などに直接搬入する事業系ごみ

区収集ごみ

区が収集する家庭や小規模事業者から排出されるごみ、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ（家庭ごみのみ）の総称

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に分解するなどして、化学原料・物質に再生するリサイクル手法

戸別収集

ごみを集積所ではなく、各家庭の玄関先等に出していただき、清掃職員が1軒ずつ収集していく収集方法

ごみ総量

本計画においては、区収集ごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）と資源物回収量（集団回収・行政回収）の合計量とする。

さ行

最終処分場

リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）されない廃棄物の最終処分（埋立処分）を行う場所（施設）。23区における最終処分（埋立処分）は、23区と東京二十三区清掃一部事務組合が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施している。23区最後の埋立処分場である新海面処分場を延命するため、廃棄物等の更なる減量化や有効利用が求められている。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。ごみ発電や外部施設の暖房・給湯・温水プールへの余熱利用等に活用される。墨田清掃工場では、すみだスポーツ健康センターへ熱供給（無償）を行っている。

3010（さんまるいちまる）運動

飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす取組

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭からでる古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源（有価・無価を問わず廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。日本全体では、年間612万トン（農林水産省：平成29年度推計値）が捨てられており、国民1人あたりに換算すると、お茶碗1杯分（約132g）の食べ物が毎日捨てられていることになる。

墨田区ごみ分別案内チャットボット

パソコンやスマートフォンから、資源物とごみの分け方・出し方について、24 時間 365 日問い合わせができる「ごみ分別 AI（人工知能）サービス」の名称。東京 23 区初の運用として平成 30 年 7 月から開始。機能には、分別案内を含む「資源物・ごみ」に関する情報（粗大ごみ処理手数料、資源物の回収拠点場所等）などを搭載している。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった、循環型社会を形成していくためのキーワード

粗大ごみ運び出し事業

粗大ごみを部屋から運び出すことが困難な高齢者のみの世帯等を対象に、清掃職員が部屋から粗大ごみを運び出し、収集する事業

た行

食べきり推奨店登録事業

食べ残し等、食品ロスの削減に取り組む店舗等を「墨田区食べきり推奨店」として登録し、その取組を広く周知する事業。この取組に賛同し、食べきり推奨店の登録店となった事業者には、認定証と認定ステッカーを交付している。

中間処理

焼却・脱水・破碎・選別などにより、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後、環境に悪影響を与えないように処理すること

2R（ツーアール）

3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルに比べ優先順位が高いリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称している。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成 12 年 4 月に特別区が地方自治法第 284 条に定める一部事務組合として設置した特別地方公共団体。特別区内から発生する廃棄物の中間処理を実施しており、管理者は特別区の区長より互選される。事務内容として、①可燃ごみの焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理施設の整備及び管理運営が挙げられる。

な行

年間総排出量

本計画では、区収集ごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）、許可収集・持込ごみ量、資源物回収量（集団回収・行政回収）の合計量とする。

は行

ふれあい収集事業

集積所までごみを排出することが困難な高齢者のみの世帯等を対象に、清掃職員が玄関先までごみを収集に行く戸別訪問事業。平成 29 年度に事業名称を「ふれあい収集事業」に改め、収集だけでなく福祉関係機関と連携した安否確認、熱中症対策の呼びかけなどを実施し、「ゆるやかな見守りサービス」を兼ねた収集事業を展開している。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物を製品原材料として再利用するリサイクル手法。「材料リサイクル」ともいう。

ら行

リサイクルルート維持対策費

古紙の価格が一定基準以下に下がった場合に、リサイクルルートの維持を目的として、区が集団回収業者に対して支払う費用

わ行

わかるくん（環境啓発車両）

環境学習やイベント等の啓発の場で活躍するごみ収集体験車両の名称。令和元年 6 月に導入された新型車両は、区内の小学校で実施している環境学習に参加した児童の意見や要望を反映し、極限までクリアランスな外観デザインにするなど、清掃車両の仕組みが十分伝わる架装、近未来を感じることが出来るデザインとなっている。

ワンウェイプラスチック

一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもの



つながる
墨田区

墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)

もったいないの一步先 ごみを出さない New Style
～ 未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ ～
2021 (令和3) 年度～2030 (令和12) 年度

令和3年4月

発行 墨田区都市整備部環境担当 すみだ清掃事務所
〒130-0002 東京都墨田区業平五丁目6番2号
TEL : 03-5608-6922
FAX : 03-5608-2573
E-mail : seisou@city.sumida.lg.jp

